

～事業者の皆様へ～ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援施策一覧表（9月1日より）

※更新箇所は赤字にて表示してあります。

小千谷商工会議所

区分	実施	名称	概要	対象者	支援内容等	申請期間等	問い合わせ
給付金	国	持続化給付金	感染症拡大により、営業自粛等で影響を受ける事業者へ事業継続を支えるための給付金を支給する	令和2年1月以降、前年同月比で売上が50%以上減少している中小企業者、小規模事業者等	中小企業者等（法人） 200万円上限 個人事業者 100万円上限	令和2年5月1日 ～令和3年1月15日	持続化給付金事業 コールセンター： ☎0120-115-570
			<支援対象拡大> 上記内容で新たな対象分として	主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者のうち、今年の対象月の収入が前年の月平均収入と比べて50%以上減少しているほか	最大100万円	令和2年6月29日 ～令和3年1月15日	
				令和2年（2020年）1月～3月に開業し、4月以降、開業月から3月までの月平均売上と比べて、売上が50%以上減少している中小企業者、小規模事業者等	中小企業者等（法人） 最大200万円 個人事業者 最大100万円		
国	家賃支援給付金	5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を支えるための給付金を支給する	令和2年5月以降、前年同月比で売上が50%以上減少又は連続する3か月が30%以上減少している中小企業、小規模事業者等	法人は最大600万円 個人事業者は最大300万円	令和2年7月14日 ～令和3年1月15日	家賃支援給付金 コールセンター： ☎0120-653-930	
補助金	国	持続化補助金（一般型）	小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図るため、小規模事業者等の販路開拓等の取組の経費を一部補助する	小規模事業者等	対象経費の2/3を補助（50万円上限）※感染拡大防止の取組を行う場合は補助上限の引き上げ措置あり。その他の補助上限引き上げ措置あり	第3回受付締切： 令和2年10月2日 第4回受付締切： 令和3年2月5日	小千谷 商工会議所： ☎81-1300
	国	持続化補助金（コロナ型）	一般型同様に経費を一部補助する。新型コロナウイルス感染症に対応する投資から販路開拓に取り組む事業者へ支援する	小規模事業者等	A類型は対象経費の2/3を補助、B・C類型は対象経費の3/4を補助（共に100万円上限）※感染拡大防止の取組を行う場合は補助上限の引き上げ措置あり。その他の補助上限引き上げ措置あり	第3回受付締切： 令和2年8月7日 第4回受付締切： 令和2年10月2日	小千谷 商工会議所： ☎81-1300
	国	ものづくり・商業・サービス補助金	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する	中小企業・小規模事業者等	【通常枠】中小企業は対象経費の1/2、小規模事業者は2/3を補助 【特別枠（類型A）】2/3【特別枠（類型B又はC）】3/4を補助 ※事業再開枠もあり。1,000万円補助上限	令和2年9月1日 ～11月26日 （4次）	ものづくり 補助金事務局 ホームページへ
	国	IT補助金	ITツール導入による業務効率化等を支援する	中小企業・小規模事業者等	【通常枠】 対象経費の1/2を補助 補助額30～450万円 【特別枠（A・B・C類型）】 2/3または3/4を補助 補助額30～450万円	令和2年5月11日～ 9月30日 通常枠（8次）、 特別枠（7次）。締切後も 申請受付を継続する。（制度 内容・予定は変更の場合 あり）	一般社団法人 サービスデザイン 推進協議会 ホームページへ
雇用	国	雇用調整助成金特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当の一部を助成する	事業主	休業手当に対する助成（中小企業4/5、大企業2/3）、解雇等行わない場合の助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業3/4）ほか	令和2年4月1日 ～令和2年12月31日 日までの休業等に適用	長岡 公共職業安定所 ホームページへ
	国	緊急雇用安定助成金	雇用保険被保険者でない従業員を休業させた場合に助成する※雇用調整助成金特例措置の内容と同様				
	市	雇用対策支援補助	雇用調整助成金の申請に際し、相談や書類の作成などを社会保険労務士に依頼した費用の一部を補助する	小千谷市内の中小企業者ほか	社会保険労務士への費用の100%（従業員10人超の事業所は50%）10万円上限 ※1事業所につき1回で終了	令和2年12月31日 申請期限	小千谷市 商工振興課： ☎83-3556

区分	実施	名称	概要	対象者	支援内容等	申請期間等	問い合わせ
融 資	県	新型コロナウイルス感染症対応資金	一定の売上減少の場合、既往債務の借換も含めて、3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資を行う	新型コロナウイルス感染症拡大による影響で売上高が減少して、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者	信用保証協会付き。金利：3年以内1.15%、3年超5年以内1.35%、5年超7年以内1.55%、7年超10年以内1.75%、限度額4,000万円、資金使途：運転資金、設備資金、借換資金。 【利子補給（3年間全額）】 ＜補給要件＞個人事業主（小規模）要件なし、小規模法人売上15%減、中小企業者売上20%減。 【信用保証料減免】 ＜免除要件＞個人事業主（小規模）売上5%減、小・中規模事業者売上15%減 ＜半額要件＞小・中規模事業者売上5%減	令和2年5月1日～12月31日	新潟県 産業労働部 創業・経営 支援課： ☎025-280-5240
	県	新型コロナウイルス感染症対策特別融資	売上が減少している中小企業者の資金繰りを支援	新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、損害が生じている又は今後資金繰り等に支障をきたすおそれがある事業者	信用保証協会付き。金利：3年以内1.15%、3年超5年以内1.35%、5年超7年以内1.55%、7年超10年以内1.75%、限度額5,000万円、資金使途：運転資金	令和2年3月23日～令和3年3月31日	新潟県 産業労働部 創業・経営 支援課： ☎025-280-5240
	市	新潟県新型コロナウイルス感染症対策特別融資に係る信用保証料の補給			上記記載の新潟県新型コロナウイルス感染症対策特別融資の信用保証料の全額を補給します		小千谷市 商工振興課： ☎83-3556
	公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をしている方で、中長期的に業況が回復して発展することが見込まれる場合、3年間の利率の引き下げや実質無利子の無担保無保証の融資を行う	最近1か月の売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少の事業者	無担保。金利当初3年間基準金利▲0.9%【特別利子補給制度（3年間全額）】＜補給要件＞個人事業主（小規模）要件なし、小規模法人売上15%減、中小企業者売上20%減。4年目以降基準金利、限度額国民事業8,000万円、資金使途：運転資金・設備資金	令和2年3月17日～令和3年3月31日	日本政策 金融公庫 長岡支店： ☎36-4360
	会議所	マル経融資（新型コロナウイルス対策型）		最近1か月の売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少の小規模事業者	無担保。金利当初3年間特別金利F▲0.9%【特別利子補給制度（3年間全額）】＜補給要件＞個人事業主（小規模）要件なし、小規模法人売上15%減。4年目以降基準金利、限度額一般枠と別に1,000万円、資金使途：運転資金・設備資金	令和2年3月17日～令和3年3月31日	小千谷 商工会議所： ☎81-1300
返済 猶予	県	県制度融資元金返済猶予	最近1か月又は3か月間の売上等、粗利益等又は売上高経常利益率が前年同期に比べて同じか減少している方			取扱期間： 令和2年4月21日～令和3年3月31日	新潟県 産業労働部 創業・経営 支援課： ☎025-280-5240
	市	市制度融資元金返済猶予	令和2年2月以降、1か月又は3か月間の売上等が前年同期と比較して同じか減少している事業者			猶予期間は取扱金融機関、信用保証協会の審査で決定	小千谷市 商工振興課： ☎83-3556
納税 猶予	国	納税猶予特例	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しているほか			問い合わせ先まで 確認願います	国税庁 ホームページへ
	県						新潟県 総務管理部 税務課： ☎025-280-5048
	市						小千谷市 税務課： ☎83-3508
納付 猶予・ 減免	国	厚生年金保険料納付猶予 国民年金保険料減免	厚生年金保険料、国民年金保険料を一時納付することにより、事業の継続を困難にするおそれがあるなどの一定要件に該当するとき			問い合わせ先まで 確認願います	長岡年金事務所： ☎88-0006
	市	国民健康保険税等の減免	国民健康保険税等を一時納付することにより、事業の継続を困難にするおそれがあるなどの一定要件に該当するとき				小千谷市 税務課： ☎83-3508

※このほかにも、国、新潟県、小千谷市より多くの支援施策が出ておりますので、各ホームページにて確認いただきますようお願いいたします。

※支援施策一覧表は、当所ホームページにて掲載いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。（随時更新）